

2025年度 安全衛生管理計画

創ります。人と自然と文明の共存を
株式会社 本 間 組
中央安全衛生委員会

社長メッセージ

安全衛生管理計画作成にあたって

当社は、建設業の取り巻く環境が激変する中においても「人命尊重の精神」のもと「ゼロ災」を達成するために、全役職員が「安全、健康を第一とする」信念を持ち、職務に取り組んでいます。

これまで長年培ってきた安全・衛生管理の更なる向上を目指し、労働安全衛生マネジメントシステムを継続的に改善し、運用を進めています。

各現場においては、業務内容が多岐に渡り、大変忙しい状況にありますが、安全性・生産性の向上を進め、心に余裕を持ち、全体を把握し、冷静な判断で健康で安全に施工をすることが求められます。

大切なことは、『法令・社内規定を遵守すること』、人の注意力だけに頼ることのないように『適切な安全設備を整えること』、そして、どのような危険が潜んでいるか、どうしたらその危険を排除して安全に作業できるか、どうしたら健康でいられるかを考え、リスクを先取りし、一人ひとりが真剣に「安全考動」「健康考動」を実行し、『安全の確保、健康の増進を図ること』です。

本安全衛生管理計画内容を理解の上、現場管理者、現場担当者、協力業者の皆さんをはじめ現場に携わる全ての関係者と一体となり実践し、安全で安心して働ける職場環境の構築、労働災害の撲滅達成に全社で取り組んでいきましょう。

2025 年 4 月 1 日

代表取締役社長 本 間 達 郎

安全衛生管理計画書

1. 安全衛生方針

本間組は労働安全衛生マネジメントシステムを継続的に改善し、以下の方針に従って行動する。

安全衛生方針

自ら考えて行動する「安全考動」「健康考動」を基本に、安全の確保、健康の増進を図る。

1. 安全衛生意識の向上を図るため、社員及び関係者全員が安全衛生管理活動に参加し、災害の撲滅及び健康の保持・増進を目指す
2. 労働安全衛生法その他の関係法令及び社内規定を順守する
3. 労働安全衛生マネジメントシステムを効果的に運用し、リスクを排除し、負傷及び疾病の予防に努める

2. 安全衛生スローガン

安全は確かな指示と一つの実行

3. 安全衛生目標

**死亡・重篤災害ゼロ、度数率0.9以下（休業1日以上）、
強度率0.1以下、職業性疾病ゼロ（熱中症は除く）**

＊ 3年間継続することを中期の目標とする（2023～2025年度）

＊ 2023年度及び2024年度未達成

4. 労働災害撲滅に向けた重点運動

安全衛生方針に基づき、目標達成に向け、重点運動を定め、災害防止の為に基調とした。

1. 安全考動を徹底する

（自ら安全・衛生を考え、行動する）

2. ヒューマンエラーを撲滅する

（一人KYカードを積極的に活用する）

3. 良好事例を共有し創意工夫に繋げる

4-1. 安全考動を徹底する

店 社 が 実 施 す る 事 項
1. リスクアセスメントを徹底するために有効な情報（災害事例・統計、HONMA標準作業等）を収集し、適切に提供を行う 2. 安全衛生パトロール時にリスクアセスメントの実施状況を確認し、必要に応じて指導助言を行う 3. 土木事業本部・建築事業本部・安全品質環境部が合同で定期的に安全衛生の課題解決の協議を行う 4. 「一人ＫＹ」が習慣化されるように指導助言を行う 5. 作業所からの良好事例の募集を随時行い、水平展開する
作 業 所 が 実 施 す る 事 項
1. 安全衛生管理計画を立案する際は、作業所の施工条件を十分に考慮し、リスクアセスメント管理規定で定められた手順通りに危険要素を排除した安全衛生対策を講じ、全作業員へ周知する 2. 施工計画を立案する際は、高所作業を少なくする、重機と人との混在作業を少なくするというような危険要素を排除した作業方法を優先して採用する また法規制・その他要求事項を特定し順守する 3. 協力会社が提出する作業手順書の内容を確認し、職長に対して全作業員に周知し、作業手順通りの作業が確実に行われるように指示する（形だけの周知会にならないようにする） 4. 全作業員が自ら安全衛生を考え行動できるよう、動機づけを職長と協力しながら行う（安全の見える化等）
協 力 会 社 が 実 施 す る 事 項
1. 職長は「職長の職務」を十分認識し、作業員一人ひとりが安全考動を徹底する様に指導する 2. 作業員は決められた作業手順を順守し、作業手順が決められていない作業を行う際は職長が元請職員へ連絡し、作業手順及びリスク評価を確実にに行い全作業員に周知してから作業を開始する（形だけの周知会にならないようにする） 3. 作業中に危険だと感じたら一旦作業をやめ、職長と協議し安全を確認してから作業を再開する 4. 協力会社は作業条件を十分に考慮し、作業における危険要素を洗い出し（リスク評価１）その危険要素を確実に排除した対策（リスク評価２）を明確にした作業手順書を作成し、作業所へ提出する 5. 協力会社幹部は自主パトロールを実施し、日頃から自社社員に対しての安全への指導助言を確実に行う 6. 職長は、作業開始前に全作業員が同じ安全意識を持って「一人ＫＹカード」を活用した「一人ＫＹ」を実施できるように指導・助言する 「一人ＫＹ」を実施後は、必ず指差し呼称を行わせる

4-2. ヒューマンエラーを撲滅する

店 社 が 実 施 す る 事 項
1. ヒューマンエラーを撲滅するためにヒヤリハットサイクル^{注①}及び一人K Y^{注②}を徹底する意義を関係者に周知する 2. ヒューマンエラー及びヒヤリハットサイクルを「見える化」するためのポスターを配布する 3. 安全衛生パトロール時にヒヤリハットサイクル及び一人K Yの実施状況を確認し、必要に応じて指導を行う 4. 作業所からヒヤリハットサイクル及び一人K Yの良好事例の募集を随時行い、水平展開する
作 業 所 が 実 施 す る 事 項
1. ヒューマンエラーを撲滅するためにヒヤリハットサイクル及び一人K Yを徹底する意義を作業所内の関係者に周知する 2. ヒューマンエラー及びヒヤリハットサイクルを「見える化」するためのポスターを作業所内に掲示する 3. ヒヤリハットサイクル及び一人K Yカードを活用した「一人K Y」を確実に実施するように指導しリスクを排除する
協 力 会 社 が 実 施 す る 事 項
1. 各作業員はヒヤリハットや危険を感じた場合（安全設備の不安全な状態や不安全な行動等）には、職長に必ず報告する 2. 職長は各作業員からのヒヤリハット情報（意見、要望、改善を含む）を積極的に収集する 3. ヒヤリハットサイクル及び一人K Yカードを活用した「一人K Y」を確実に実施し、リスクを排除する 4. 協力会社幹部は、自主パトロール時にヒヤリハットサイクル及び一人K Yの実施状況を確認し、必要に応じて指導を行う

ヒヤリハットサイクル^{注①}とは

ヒヤリハット情報（ヒヤリハットの他に危険な箇所や安全作業を行うための改善提案、要望等「気づき」についても含める）を共有することによって、現場に潜むリスクを事故や災害になる前に排除することができる。安全施工サイクルの中にヒヤリハット情報の共有化を含めることによって事故・災害を未然に防止することを目的に行う活動を言う。

- ①作業中にヒヤリハットを経験した時や危険と思われる箇所を発見した時は、必ず職長へ報告する（口頭）【ただし、ヒヤリハット情報が緊急性を要する場合は、即、当社職員に報告する】
 - ②職長は日々の安全工程打合せ時にヒヤリハット情報を発表する（口頭）【ただし、ヒヤリハット情報が緊急性を要する場合は、即、当社職員に報告する】
 - ③安全工程打合せ時に出席者全員でヒヤリハット情報を共有し、対策が必要な場合には協議し決定する（作業日報・K Yミーティング日報等にヒヤリハット情報及び対策をメモしておく【ヒヤリハット情報の記録】）
 - ④安全工程打合せ終了後、職長は配下の作業員へヒヤリハット情報を伝える
 - ⑤翌日の朝礼時に、朝礼出席者全員に再度ヒヤリハット情報を伝える
- ①～⑤のサイクルを基本とする

一人KY^{注②}とは

作業者一人ひとりが、それぞれの持ち場でこれから作業を始めるというときに個人単位で行う危険予知活動です。作業者が自分自身で、これから始めようとする作業の危険要因や注意点について考えることはとても大切なことです。グループで行うKYにも多くのメリットはあるのですが、受け持ちの作業内容や現場環境は人によって異なる場合が少なくありません。

ですから一人KYは、実際の作業に一番身近なものであり、「自分の身は自分で守る」と強く意識する機会ともなり非常に有効な手法です。

建築用

一人KYの進め方

①まずは始業前の点検からです。持ち場の作業設備や現場の状況などに危険がないか指差し確認しましょう。

②自問自答カードにより声に出しながら、危険の恐れのある箇所を指差し確認しましょう。

③次に実際に担当する作業の中で予測される危険を洗い出し、それを踏まえた行動目標について指差し呼称しましょう。

OHONMA

一人KY(自問自答)カード (建築用)

- ① 落下しないか?・墜落しないか?
- ② 挟まれ・巻き込まれないか?
- ③ 切れないか・こすれないか?
- ④ 転ばないか・踏み抜かないか?
- ⑤ ぶつからないか?
- ⑥ 感電しないか?
- ⑦ 落ちてこないか?
- ⑧ 崩れないか・倒れてこないか?
- ⑨ ヤケドしないか?
- ⑩ 酸欠・有毒ガスはないか?

土木用

一人KYの進め方

● 自分の持ち場に着いたら

● 一人KYカードを見て

● 危ないと感じたことを

指差し呼称しましょう

OHONMA

一人KY(自問自答)カード 【土木用】

- ① 墜落・落下しないか?
- ② 挟まれ・巻き込まれないか?
- ③ つまづき・転倒しないか?
- ④ 崩壊・倒壊しないか?
- ⑤ 物・機械にぶつからないか?
- ⑥ 吹き出し・吸い込まれないか?
- ⑦ 地下埋設物はよいのか?
- ⑧ 架空線はよいのか?
- ⑨ 体調はよいのか?
- ⑩ その他(酸欠、粉塵、熱中症、火災)予防はよいのか?

4-3. 良好事例を共有し創意工夫に繋げる

店 社 が 実 施 す る 事 項
1. 安全衛生パトロールを通じ、作業所で「安全衛生環境」及び「地域貢献活動」に関して実施している良い点について、過去の事例にとらわれずに安全衛生委員会で紹介し水平展開する 2. 関連団体等で紹介された良好事例を安全衛生委員会で紹介し水平展開する 3. 安全衛生パトロールを通じ、「安全衛生環境」に関する事柄について現場に即した指導助言をする 4. 安全衛生環境の向上に関するために実施している事項が創意工夫されて災害防止に効果のあるものは現場へ推奨し実施についての支援を行う
作 業 所 が 実 施 す る 事 項
1. 安全衛生委員会で紹介された良好事例や関連団体等で効果があると思われる事例について、現場状況に合わせて取り入れる 2. 安全衛生委員会で紹介された良好事例や関連団体等で効果があると思われる事例に現場条件に合った創意工夫を加えて実施してみる 3. 作業環境へ配慮した施策を積極的に行う（5Sの徹底、高齢者若年者、女性、外国人等への配慮、休憩所やトイレの快適性向上等）

隙間解消例

(床材は建地〔脚柱〕とすき間をつくらないように設置する)



床付き布わく複数枚敷きによる解消例



I型の部材、幅木付床材等による解消例

階段開口部 手すりの例



階段開口部手すりのすき間を塞いだ例



歩廊設備



5. 安全衛生重点実施事項

安全衛生方針に基づき、目標達成に向け、安全衛生重点実施事項を設定した。

設定にあたっては、以下の基本的事項を考慮した。

- (1) 当社における災害・疾病・事故の発生状況
- (2) 安全衛生パトロールの実施結果評価
- (3) 行政指導事項及び社会的要求事項
- (4) 建設産業での災害の傾向性
- (5) HONMA安全衛生基準
- (6) 職長能力向上教育の継続実施と職長活用の推進
- (7) 作業環境の改善
- (8) 5 S運動の実施（整理・整頓・清潔・清掃・習慣）
- (9) ストレスチェック及び健康ＫＹの実施
- (10) 分煙の徹底
- (11) 危険有害作業（化学物質を取扱う場合や金属アーク溶接作業など）実施における健康障害防止

1. 墜落・転落災害の防止

2. 重機災害の防止

3. 健康障害の防止

5-1. 墜落・転落災害の防止

店 社 が 実 施 す る 事 項
1. HONMA安全衛生基準を明確にし、確実に順守させる 2. 安全衛生パトロール時の法違反事項については、速やかな是正を求め、報告書を提出させる 3. 安全品質環境部と現業部門による安全衛生パトロールの役割を確実に果たし想定されるリスクの排除と不安全状態等の是正・指導を図る 4. 協力業者自主パトロールの実施状況を確認し、必要に応じて指導する 5. 是正指導事項の水平展開を行う 6. 外国人労働者に対する教育について、必要に応じて指導・助言する
作 業 所 が 実 施 す る 事 項
1. HONMA安全衛生基準を確実に順守する様に指導する 2. 作業計画作成時に墜転落のリスクを排除する作業方法を指導助言する 3. 関係法令及びHONMA安全衛生基準に基づく仮設計画により、安全で作業しやすい環境（照度等）を構築する 4. リスクアセスメントを取り入れた作業手順書通りに作業が行われているか確認・指導する 5. 協力業者自主パトロールの実施を徹底させる 6. 職長（安全衛生責任者）と作業前や作業内容の変更時は密接な連絡調整を行う 7. 日々の安全確認を行い、危険箇所は即時是正し、記録に残す 8. 気象条件等に対応した作業中止基準の確立と順守を徹底する 9. 高所作業を少なくする作業方法を選択する 10. 上下作業にならない作業工程を組む 11. 新規入場時教育で現場のルールを指導し徹底させる 12. 足場の注文者の実施する点検（組立時・変更時・悪天候後）については、あらかじめ点検者を指名して確実に実施し記録に残す 13. 外国人労働者に対する周知事項・教育状況を確認し、必要に応じて指導・助言する
協 力 会 社 が 実 施 す る 事 項
●自主パトロールを確実に実施し自社の安全衛生管理を徹底させる。また、職長及び作業主任者等の職務内容の遂行を確認し、必要に応じて指導する ●職長を中心に以下の取組を確実に実施する 1. 当日の作業場所及び作業手順を順守する 2. 足場等仮設設備の点検・整備を徹底する 3. 作業計画作成時に墜転落のリスクを排除する作業方法を採用する 4. リスクアセスメントを取り入れた作業手順書の作成及び周知を行う 5. 危険予知活動（現地KY）の実施への具体的な指導助言を行う 6. 足場点検（作業前・随時・悪天候後）はあらかじめ点検者を指名し確実にを行い、危険箇所の即時是正及び記録を残す 7. 足場、型枠、鉄骨組立等その他作業主任者の選任と明示の有無を確認する 8. 墜転落危険箇所ではフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底する（フックを架け替える必要がある作業員には、「2丁掛け」使用の徹底） 9. 手摺、囲い等取外す場合の申出及び作業終了後における即時復旧と報告を義務化する 10. 移動はしご、脚立は安全衛生規則に基づき、適正に使用する 11. 整理整頓を励行させ、安全作業通路を確保し、危険区域内に立ち入ることを防ぐ 12. 外国人労働者に対して、現場のルール、現場に潜む危険等をわかり易く確実に理解させる

5-2. 重機災害の防止

店 社 が 実 施 す る 事 項
1. HONMA安全衛生基準を明確にし、確実に順守させる 2. 安全衛生パトロール時の法違反事項については、速やかな是正を求め、報告書を提出させる 3. 安全品質環境部と現業部門による安全衛生パトロールの役割を確実に果たし、予想されるリスクの排除と不安全状態等の是正・指導を図る 4. 協力業者自主パトロールの実施状況を確認し、必要に応じて直接指導する 5. 是正指導事項の水平展開を行う 6. 外国人労働者に対する教育について、必要に応じて指導・助言する
作 業 所 が 実 施 す る 事 項
1. HONMA安全衛生基準を確実に順守する様に指導する 2. 作業範囲や地盤を考慮し、重機の転倒を防止する作業計画書作成の指導を行う 3. リスクアセスメントを取り入れた作業手順書通りに作業が行われているか確認・指導する 4. 施工計画・作業計画書作成時における機種、能力、配置等を事前にICT施工も含め協力会社と検討し、その結果を関係者に周知する 5. 重機械等の稼動・設置場所の事前調査を実施する ①地下埋設物の有無と位置及び架空電線等ライフラインの防護対策を図る ②軟弱地盤等重機の転倒危険箇所等の有無の確認と防止対策を図る 6. 日々の重機作業計画は、職長を中心に計画を立案させ、有資格者・安全設備・作業範囲・玉掛け退避場所・合図者の配置等具体的に表示させ、作業員に周知させて、記録を残す 7. 協力業者自主パトロールの実施を徹底させる 8. 持込時の点検で検査標章・特定自主検査の実施等確認し、重機の持込を許可し、持込受理証を交付する 9. 気象条件等に対応した作業中止基準の確立と順守を徹底する 10. 作業に応じた道路使用許可を取り、申請通りの保安全管理を行う 11. 外国人労働者に対する周知事項・教育状況を確認し、必要に応じて指導・助言する
協 力 会 社 が 実 施 す る 事 項
●自主パトロールを確実に実施し自社の安全衛生管理を徹底させる。また、職長及び作業主任者等の職務内容の遂行を確認し、必要に応じて指導する ●職長を中心に以下の取組を確実に実施する 1. 作業範囲や地盤を考慮し、重機の転倒を防止する作業計画書を作成する 2. リスクアセスメントを取り入れた作業手順書の作成及び周知を行う 3. 有資格者（重機械等運転者・玉掛け者等）、合図者を適正に配置し職務を再確認する 4. 運転席を離れる際、エンジン停止・確実なブレーキ・ショベル等の接地・鍵の引き抜きを確実に実施する 5. クレーン作業においては、立入禁止措置を講じて合図者の合図に従った操作を行う 6. 使用機械の作業開始前・月例点検を実施し、記録を保管する 7. 持込が許可された重機等は、持込受理証を当該重機に貼り付ける 8. 重機械作業における用途外使用禁止等の労働安全衛生法を順守する 9. アウトリガーの最大張出し・ロックピン挿入、敷鉄板等使用により転倒防止を行う 10. 走行前にブーム及びアウトリガーの格納を確認する 11. 外国人労働者に対して、現場のルール、現場に潜む危険等をわかり易く確実に理解させる

5-3. 健康障害の防止

店 社 が 実 施 す る 事 項

1. HONMA安全衛生基準を明確にし、確実に順守させる
2. 安全衛生パトロール時の法違反事項については、速やかな是正を求め、報告書を提出させる
3. 健康関連情報を提供する
4. 受動喫煙防止を進め、禁煙を推進する
5. 職業性疾病発生の可能性を除去するための指導助言を行う
6. 協力業者自主パトロールの実施状況を確認し、必要に応じて直接指導する
7. ストレスチェックを実施し、健康K Yを推進する
8. 化学物質を取扱う場合及び金属アーク溶接作業実施における、健康障害防止措置について指導する
9. 外国人労働者に対する教育について、必要に応じて指導・助言する

作 業 所 が 実 施 す る 事 項

1. HONMA安全衛生基準を確実に順守する様に指導する
2. 作業環境の改善に努める
 - ① 5 Sの徹底
 - ② 高齢者等への配慮
 - ③ 休憩所・トイレ等の快適性
 - ④ 女性への配慮
 - ⑤ ワーク・ライフ・バランスへの配慮
 - ⑥ 受動喫煙の防止
3. 石綿・粉塵・有機溶剤・酸欠・金属アーク溶接等の危険性の事前調査と作業員への暴露を防止する
4. 協力業者自主パトロールの実施を徹底させる
5. 化学物質を取扱う場合は、対象物質が含まれているか確認させ、含まれている場合は、リスクアセスメントの実施とその結果を作業員に周知させると共に必ず決められた保護具を使用させる等ばく露される濃度の低減措置を実施させる。また、作業区域への立入禁止措置を実施させる
6. リスクアセスメント対象物である化学物質を使用する現場では「化学物質管理者」及び「保護具着用管理責任者」を選任し現場に掲示させる
7. 金属アーク溶接作業実施について、有効な呼吸用保護具の使用等、ばく露される濃度の低減措置と作業主任者選任そして特殊健康診断の実施を確認する。また作業区域への立入禁止措置を実施させる
8. 外国人労働者に対する周知事項・教育状況を確認し、必要に応じて指導・助言する

協力会社が実施する事項

- 自主パトロールを確実に実施し自社の安全衛生管理を徹底させる。また、職長の職務内容の遂行を確認し、必要に応じて指導する
- 職長を中心に以下の取組を確実に実施する
 1. 朝礼時、作業員の健康状態を確認し、体調不良者は就業させない
 2. 安全施工サイクルに健康ＫＹを取り入れ確実に実施する
 3. 体調管理に努め、体調不良時は職長に申し出て作業変更か作業を休む、特に感染症（インフルエンザ、新型コロナ等）に罹患した場合は、伝染の危険性が無くなってから就業する
 4. 年齢・経験を考慮した作業配置を行う
 5. 作業終了時に作業員の健康状態及び怪我の有無を確認し、異常があった場合は元請に報告する
 6. 仕事中に負傷、又は病気にかかり、医療機関で治療を受ける場合には労災保険で受診させる
 7. 特殊健康診断（じん肺・高気圧・振動・有機溶剤・金属アーク溶接等）を 100% 受診させる
 8. 定期健康診断の受診期限を更新する（安全管理書類の更新）
 9. 作業環境の改善に努める
 10. 化学物質を取扱う場合は、対象物質が含まれているか確認し含まれている場合は、リスクアセスメントを実施し、その結果を作業員に周知し、必ず決められた保護具を使用させる等ばく露される濃度の低減措置を実施する。また、作業区域は立入禁止措置を実施する
 11. リスクアセスメント対象物である化学物質を使用する現場では「化学物質管理者」及び「保護具着用管理責任者」を選任し現場に掲示する
 12. バイブレーター等振動工具作業では作業に適した作業計画を立案する
 13. 金属アーク溶接作業の実施にあたっては、有効な呼吸用保護具を使用し、作業主任者を選任すると共に特殊健康診断を実施する。また作業箇所は立入禁止措置を実施する
 14. 外国人労働者に対して、現場のルール、現場に潜む危険等をわかり易く確実に理解させる

建設公害防止管理計画書

1. 環境方針

本間組は環境マネジメントシステムを継続的に改善し、以下の方針に従って行動する。

環 境 方 針

「大切な自然を次世代へ引きつぐために、よりよい環境の創造を通じて地球環境の保全に努めます。」という環境理念の下で、社会に貢献していく

1. 環境負荷低減活動を継続的に実施し、地球環境の保全に努める
2. 環境関連法規制等を順守し、環境事故を防止すると共に、地域からより愛される企業を目指し、「地域貢献」活動を積極的に行う
3. 環境に配慮した施工を進めると共に技術の向上を目指す

2. 建設公害防止管理計画の策定にあたり

「環境関連法令」は、企業に対する規制が強化され、多様化・複雑化してきており、企業と社会が持続的な発展をしていくために地球環境と調和した企業経営に取り組む重要性は、年々増すばかりとなってきました。

特に建設業は、地域社会との共存、共栄が不可欠となっており、アスベストの漏えい防止、騒音・振動の抑制、排水の適正処理、廃棄物の適正処理、建築物等の解体、資材の再資源化、最近では“脱炭素社会”への取り組み等、と多岐に渡って環境保全に対する取り組みが強く求められています。

環境省発表資料の『産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和5年度）について』によると、不法投棄件数が100件（前年度134件、-34件）、不法投棄量が4.2万トン（前年度4.9万トン、-0.7万トン）でした。

廃棄物処理法の累次の改正による規制強化に見られるように、今後も廃棄物に関する規制は、責任範囲の拡大、罰則強化などが行われていくと考えられます。

これら環境問題を発生させないよう健全に事業を遂行し、また、「様々な地域貢献」を積極的に行うことで地域からより愛される企業を目指すことが大切です。

3. 2025 年度 建設公害防止管理 重点目標

1. 建設廃棄物の分別保管と適正処理
2. 石綿粉じんの大気中への漏洩防止
3. 危険物の正しい貯蔵と取扱の順守

- ・建設公害防止管理 重点目標の設定

2025 年度の基本的重点目標の設定にあたっては、建設業を取り巻く環境問題及び環境法令改正並びに建設公害パトロール等の指導・是正事項を分析した結果から、基本的重点目標は 3 項目を設定しました。各部門・支店においても目標の到達に向けて積極的に取り組むこととします。

4. 2025 年度 建設公害防止管理 重点実施事項

4－1. 建設廃棄物の分別保管と適正処理

店 社 が 実 施 す る 事 項
1. 廃棄物の適正処理について指導し徹底を図る 2. 安全品質環境部、各現業部門がパトロールを実施し、指導・是正を図る 3. 廃棄物処理法及び関連法令に関する情報を提供する
作 業 所 が 実 施 す る 事 項
1. 廃棄物の委託契約は、排出前に締結する（車両リスト、許可証写し等が不備の無いことを確認する） ※優良認定処理業者との契約を優先する 2. 廃棄物の収集運搬又は処分等の委託基準を順守する ①工事名、排出場所、委託機関、積替・保管の有無を記載する ②廃棄物の種類、数量、単価、処分会社の許可内容を記載する ③処分会社（丙）の再生品目、再委託先、最終処分先を記載する 3. 廃棄物は電子マニフェストを原則利用しマニフェスト制度を順守する 4. 廃棄物の排出から最終処分まで確認する ①排出された廃棄物がどのような経路で処理されているかを把握する 5. 保管廃棄物を維持管理する ①廃棄物を分別して保管し、保管責任者を表示する 6. 協力会社及びその作業員に廃棄物の適正処理への指導教育の充実を図る

4-2. 石綿粉じんの大気中への漏洩防止

店 社 が 実 施 す る 事 項

1. 解体する建物においては有資格者にて事前調査を行い、石綿の使用の有無を明らかにし、調査結果を電子申請で労働基準監督署・自治体に報告する
2. 作業計画書の指導を行い、石綿粉じんの大気中への漏洩防止の徹底を図る
3. 石綿除去作業等、石綿障害予防規則等の遵守の指導教育を行う
4. 安全品質環境部、各現業部門で石綿粉じんの漏洩防止の指導・是正を図る

作 業 所 が 実 施 す る 事 項

《管理体制》

1. 協議会組織の設置運営等特定元方事業者の講ずべき措置を確実に履行する
2. 石綿作業主任者との密接な連絡調整を行う
3. 特別管理産業廃棄物管理者により石綿廃棄物を適正に処理する

《除去作業時の対応事例》

1. セキュリティゾーン及び石綿除去室内の負圧管理の充実を図る
 - ①セキュリティゾーンの屋外から室内への新鮮空気の流れを保つ
 - ②スモークテスターや微差圧計を用い、作業室内の気流の流れを均一に保つ
 - ③石綿除去室内の壁養生シートについて、内側への張り具合を監視し、室内の負圧を保つ
 - ④負圧除塵装置のフィルター交換を定期的に行い、室内の負圧を保つ
2. セキュリティゾーン及び石綿除去室内からの石綿の漏洩防止を図る
 - ①除去室内の床と壁と開口部等の養生シートの破損及び養生シートテープの剥がれを毎日確認するとともに破損、剥がれのある箇所は復旧する
 - ②除去室内から退出の際、除去作業員の衣服に付着した石綿粉じんをセキュリティゾーン内で確実に取り除く
3. 石綿粉じんの濃度測定を行い、屋外への漏洩の有無を確認し、漏洩が認められた場合、速やかな改善を図る
 - ①測定時期、測定回数、測定位置、測定方法を定め、石綿粉じん濃度測定を実施する
4. 石綿廃棄物は、一定の場所を設定し、荷崩れや他の廃棄物との混同を防止するための囲いを設け、集積した廃棄物専用プラスチック袋の全体をシート等で覆い保管する

4－3．危険物の正しい貯蔵・取扱の順守

店 社 が 実 施 す る 事 項
1．危険物の貯蔵・取扱いについて指導し徹底を図る 2．安全品質環境部、各現業部門が実施するパトロール等で、危険物の貯蔵・取扱いの指導・是正を図る 3．消防法及び関連法令に関する教育を実施する 4．使用する有機溶剤等の危険有害性の確認と周知を指導する
作 業 所 が 実 施 す る 事 項
1．給油作業手順書の作成と関係作業員への周知を図る 2．火災・爆発・漏えい等の災害時における応急措置方法を指導及び助言する 3．日常点検を実施する 4．保管責任者の表示と消火器を設置する 5．協力会社及びその作業員に危険物の貯蔵・取扱いへの指導教育の充実を図る 6．使用する有機溶剤等の安全データシート（SDS）を確認し、以下の事項を作業中でも容易にわかりやすい場所に掲示する ①作業主任者の氏名・職務の掲示 ②有機溶剤が人体に及ぼす作用等の掲示 ③取り扱う有機溶剤等の区分の表示（第1種：赤、第2種：黄、第3種：青） 7．ラベル（絵表示）のある化学物質等の取扱作業のリスクアセスメントの実施を確認し、記録を備え付け周知する

交通安全管理計画書

1. 交通安全管理計画の策定にあたり

近年、建設機械等により架空線や埋設管などに損傷を与え、公衆へ多大な影響を与える事故や、交通事故による第三者の生命や財産に損害を与える事故などの物損公衆災害が継続して発生しております。

当社で発生しました昨年度の社有車による交通事故件数は7件（2024年4月1日～2025年3月31日）で、人身事故：0件、物損事故：6件となっております。型別で見ると加害・自損が5件、被害が2件となり、加害・自損5件は安全確認不足と操作ミスで発生しています。

建設工事車両、社有車に起因する交通事故が発生すると、運転者の責任が問われることはもとより、企業としても管理責任を負わなければならないことから、交通事故の防止に最善の努力をしていかなければなりません。

2. 2025年度 交通安全管理 重点目標

1. 安全確認・出船形駐車 of 徹底
2. うっかり・ぼんやり運転の防止
3. 高齢者の交通事故の防止

3. 2025 年度 交通安全管理 重点実施事項

(1) 安全確認・出船形駐車の徹底

交通事故の原因を探っていくと、ほとんどの場合、ヒューマンエラーといわれる運転者のちょっとしたミスで起こっています。運転は「認知」「判断」「操作」という手順で成り立っていますが、その一つでも怠ると事故につながります。また、高齢者は身体的な衰えの他、動態視力や瞬時の判断力も低下し、高齢ドライバーによる交通事故も増加しています。その為安全確認を今一度行い交通事故を防止するため以下の措置を講じる。

- 駐車場での「出船形駐車」を徹底する
- 駐車場では徐行運転と既設物の位置確認を徹底する
- 走行中の携帯電話の使用禁止
- 運転中は、常に周囲の危険行動などを想定し、十分に安全確認を徹底する
- 発進や駐車などをするときには、その前にひと呼吸おいて確実な操作を徹底する
- 運転する時は道路状況を十分に確認する
- 「カーブの手前で十分に減速」の徹底
- 高齢者は、認知能力・判断力・運動機能が低下することを自覚しより慎重な安全運転に心がける
- 信号のない横断歩道付近では、歩行者及び自転車の有無を確認し、横断待ちの歩行者及び自転車がいる場合には必ず一旦停止し安全に横断させる
- 業務で使用する車両の運転前後にアルコール検知器を用いて、運転者に対する酒気帯びの有無を確認し記録に残す
- ゲリラ豪雨などの悪天候に遭遇した場合は、安全な場所で待機する
- バック時は、目視による周囲確認を徹底する

(2) うっかり・ぼんやり運転の防止

不注意は、いわゆる「うっかり、ぼんやり」状態など、心理的・生理的な要因によって生じる。事故は、その危険を軽視・過小評価して注視しなかったことや、減速や一時停止したにもかかわらず、安全確認が不十分のために見落としやその発見が遅れたことが原因で起こる。

運転中の油断や緊張感の緩みは、注意力を低下させ、取り返しのつかない事故を引き起こす危険がある。次のことに十分注意し安全運転に心がけるものとする。

- 運転中は考えごとと脇見などをせず、常に緊張感を持って運転する。
- 長時間運転する場合は、時間に余裕を持った計画を立て、小まめに休憩をとる。
- 眠気や疲れを感じたら、無理をせず、安全な場所で仮眠をとる。
- 運転中の注意力を保つために、疲労や睡眠不足、前日の過度な飲酒の場合は運転禁止とし、薬を服用した後の運転には注意する。

(3) 高齢者の交通事故の防止

下記の《高齢者の行動の特性》に配慮し、高齢歩行者を見かけた時には、「思いやり」の気持ちでスピードを落とすとともにその行動に十分注意し、場合によっては一時停止や徐行して道を譲るなどの安全運転に努める。

《高齢者の行動の特性》

- 横断歩道のないところを渡ろうとする。
- 急に道路へ飛び出して来る。
- 信号無視や斜め横断をする。
- 通りすぎた車のすぐ後ろを渡る。
- 止まっている車のすぐ前や後ろを渡る。

